



令和3年10月

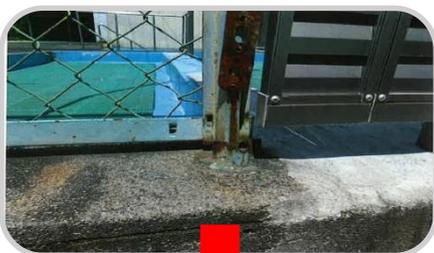
富岡市立小野小学校  
事務担当者発行

いつもお世話になります!小野小学校で学校事務の仕事をしております。事務職員の立場から、学校の情報を発信させていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

## ●今年度の修繕箇所をお知らせします(抜粋)

プール柱修繕

傷んでいた柱を修繕し、来年度のプール開催に備えています。



教室照明器具修理

蛍光灯器具の製造中止のため、LED照明に移行しています



教室カーテン修繕



カーテンが新しくなりました

ジャングルジム砂補充

砂が減ってきたため、補充しました



## 小中学校の就学援助について



富岡市では、子どもの生活困窮化対策として、法に基づき、経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費や給食費などの援助を行っています。

### 【援助の内容】

学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費（小6・中3）、校外活動費、学校給食費、医療費（う歯、中耳炎、結膜炎など）。

### 【対象となる方】

- 1 要保護 現に生活保護を受けている方
- 2 準要保護

生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方で、前年度又は本年度において次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護法に基づく保護が停止又は廃止されている。
- (2) 市町村民税が非課税である。
- (3) 市町村民税の減免を受けている。
- (4) 個人の事業税の減免を受けている。
- (5) 固定資産税の減免を受けている。
- (6) 国民年金の掛金の減免を受けている。
- (7) 国民健康保険の保険料の減免を受けている。
- (8) 児童扶養手当の支給を受けている。
- (9) 生活福祉資金による貸付を受けている。
- (10) その他



【申請の方法】 申請を希望される方は、学校または教育委員会へご相談ください。

【認定】 対象基準を満たしている保護者からの申請に基づき、教育委員会は校長及び民生委員の助言を求め、補助を必要と認める場合には準要保護児童生徒に認定します。地区担当の民生委員さんが家庭訪問を行い、家庭状況についてのお話を伺う場合があります。

【支給方法】 1、新入学児童生徒 学用品費は、入学前の2月末に支給の予定です。他の援助費は、入学後に原則として学期ごとの年3回、保護者の預金口座への振込にて支給します。

※学用品費等の未納がある場合は、個人の口座ではなく学校長の口座に振込をし、未納分の支払いに充て、残りを保護者に現金で支給することとします。

2、学校給食費については、学校教育課から 学校給食センターへ直接振り込みます。

3、医療費については、 学校教育課から 受診された医療機関へ直接振り込みます。

### 【その他】

- 1、認定に際し、世帯の状況に応じては、所得額を確認できる証明書等の提出を求める場合もありますので、依頼があったときにはすみやかに提示をお願いいたします。
- 2、就学援助を受けている方で、市外へ転出されたり世帯の経済状態が好転したりした場合は認定が取り消しになりますので、すみやかにその旨を報告してください。また、虚偽の方法により受給していることが判明した場合には、援助費を全額返還していただくことになります。

---

最後までお読みいただきありがとうございました。質問等は事務担当者までお願いします